

## 暴力・暴言・迷惑行為、医療費未払い等への対応について

医) Do-Clinic整形・運動器リハビリテーションでは、職員及び利用者に対して、暴力・暴言・迷惑行為は「絶対に許さない」姿勢を第一とします。

万が一下記のような事が発生した場合には退去を命ずる、または警察介入、顧問弁護士に対応を依頼する場合があります。

1. 大声や暴言、または脅迫的な言動、ハラスメント行為などにより、職員や利用者迷惑行為を及ぼすこと
2. 職員や利用者に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合
3. 解決が困難な要求を繰り返しおこない、業務の妨害をすること
4. 職員や利用者にもだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為およびストーカー行為をすること
5. 正当な理由がなく院内や診察室に立ち入り、長時間とどまること
6. 職員の指示に従わない行為
7. 謝罪や謝罪文を強要すること
8. その他、利用者や当院の迷惑と判断させる行為及び医療、業務に支障をきたす迷惑行為

以上のような行為は当事者と医療従事者との信頼関係を損なう行為となります。信頼関係が築けない当事者の診療に応じる義務は生じないとの判例もあります。

あらかじめご了承いただくとともに、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 【参考資料】暴力被害から医療従事者を守る法律

医療従事者にとって迷惑となる行為	法律
泥酔し、騒ぐなどして他の患者に迷惑をかける	酒に酔って講習に迷惑をかける行為の防止等に関する法律⇒法律違反
医療者や他の患者に対して、殴る蹴る小突く胸倉をつかむなどの暴力行為	刑法204条⇒暴行罪、傷害罪
院内の設備や備品を破壊すること	刑法261条⇒器物損壊罪
医療者や患者に暴言を浴びせること	刑法204条⇒暴行罪
医療者に対してみだりに接触すること	刑法176条⇒強制わいせつ罪、迷惑防止条例違反
わざと大声や奇声を発し、居続けて業務を妨害すること 院内で怒鳴り散らす等して医療者の業務を妨害すること	刑法234条⇒威力行為妨害罪
「お前ら不幸が起きるぞ」等脅迫的暴言を吐く行為	刑法222条⇒脅迫罪
医療者に物を投げつけること	刑法204条⇒暴行罪・傷害罪
卑猥な発言、公然わいせつ的行為をすること	刑法176条⇒強制わいせつ罪
土下座をさせる、むりやり謝罪をさせる行為	刑法223条⇒強要罪
正当な利用がないのに院内に侵入し「退去してください」と言っても従わない	刑法130条⇒住居侵入罪と不退去罪

医療法人社団Do-Clinic整形・運動器リハビリテーション 理事長・院長 道家孝幸  
顧問弁護士 弁護士法人大本総合法律事務所 弁護士 梅山隆弘